

日本臨床救急医学会 救急認定薬剤師制度規則

(平成 22 年 10 月 28 日制定)

(令和 3 年 3 月 30 日改定)

第 1 章 総則

(目的・名称)

第 1 条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師制度（以下、本制度）は、救急に関する十分な知識及び技能を有する認定薬剤師を養成し、救急医療における薬物療法に関する高度な知識、技術、倫理観を通して、国民の健康に貢献することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するために、日本臨床救急医学会（以下、本学会）は本制度を制定し、救急医療における薬物療法に関する十分な知識・技能を有する薬剤師を認定する。

第 3 条 前条に定める本学会によって認定された薬剤師の名称は、「日本臨床救急医学会救急認定薬剤師（以下、救急認定薬剤師）」とし、英文では、「Certified Pharmacist for Emergency Medicine; CPEM」と表記する。

第 2 章 救急認定薬剤師認定委員会

(委員会の設置)

第 4 条 本学会は、本制度のため救急認定薬剤師認定委員会（以下、認定薬剤師認定委員会）を設置する。

(責務)

第 5 条 認定薬剤師認定委員会は、本制度の運営と認定作業のため、救急認定薬剤師制度施行細則（以下、細則）に定める業務を行う。

(組織)

第 6 条 認定薬剤師認定委員会は、本学会会員より選出される委員 15 名程度により構成される。

2 認定薬剤師認定委員会委員は、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

3 代表理事は委員の中から委員長 1 名、副委員長 1 名を選任する。

(任期)

第 7 条 認定薬剤師認定委員会委員の任期は 2 年とし、原則として再任を妨げない。

第 3 章 救急認定薬剤師

(申請基準)

第 8 条 救急認定薬剤師の認定を申請する者は下記の各項を満たす必要がある。

- 1) 本邦における薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格及び救急医療における薬物療法に関する見識を備えていること。

- 2) 申請時において、薬剤師としての病院・診療所勤務歴を5年以上有し、そのうち2年以上救急医療に従事していること。
- 3) 申請時において、本学会の正会員であり会員歴が2年以上あり、かつ会費を完納していること。
- 4) 日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師(2022年度申請時まで有効)、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された認定薬剤師、あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師の資格を有していること。
- 5) 医療機関において、救急医療に関する業務を通じて患者の治療に自ら参加した25例以上の症例を報告できること。
- 6) 認定薬剤師認定委員会が指定し、理事会の承認を得た学術集会、研究発表などにおいて、細則に定める単位数を履修していること。
- 7) 認定薬剤師認定委員会が開催する講習会を受講していること。
- 8) 日本臨床救急医学会評議員または所属施設長の推薦があること。

(申請)

第9条 救急認定薬剤師の認定を希望する者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する。

- 1) 救急認定薬剤師認定申請書(別紙申請書式-1)
- 2) 薬剤師免許の写し(裏書のある場合は、裏書も含む)
- 3) 8条4項を満たす認定証の写し
- 4) 規定の単位取得証明書(別紙申請書式-2)
- 5) 症例報告一覧(別紙申請書式-3)
- 6) ICLSコース受講もしくはBLS/AEDコース指導を証明する書類あるいは修了書
ICLSコースを受講した場合は、修了書の写し。もしくは院内で開催されたBLS/AEDコース等を指導した場合は、施設長の証明をもって申請することができる(別紙申請書式-4)
- 7) 救急医療に関する業務に2年以上従事したことを示す施設長の証明(別紙申請書式-5)
- 8) 推薦状(施設長または日本臨床救急医学会評議員)(別紙申請書式-6)
- 9) 申請料(所定の額)振込み用紙の写し
- 10) 証明写真

(認定試験等)

第10条 認定薬剤師認定委員会により受験資格を有すると判断された者は、救急認定薬剤師認定試験を受験することができる。

第11条 試験実施方法等の詳細については、別途、細則に定める。

(資格認定)

第12条 認定薬剤師認定委員会は、申請書類及び認定試験成績を総合的に審査し、申請者の救急認定薬剤師としての適否を判断し、本学会理事会に報告する。

- 2 やむを得ない事情により認定試験を実施できなかった年度に限り、下記の条件以外の認定申請資格をすべて満たしたものを暫定認定することができる。

- 1) 認定試験合格
- 2) 救急認定薬剤師制度規則 第9条 6)

暫定認定にかかる取り扱いについては、別に定める。

第13条 本学会理事会は、認定薬剤師認定委員会の報告を受け、審議の上救急認定薬剤師の認定を行い、認定証を交付する。

(資格更新)

第14条 救急認定薬剤師の資格は、5年毎に更新する。更新審査は、毎年1回行う。

第15条 救急認定薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの間に認定薬剤師認定委員会の指定する学術集会、研究発表などにより、細則に定める所定の単位を取得しなければならない。

第16条 救急認定薬剤師の資格を更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの間に認定薬剤師認定委員会が開催する講習会を細則に定める回数受講しなければならない。

(認定の取り消し・資格喪失)

第17条 本学会が救急認定薬剤師として認定した者が、その称号にふさわしくない行為を行った場合には、本学会理事会は、認定委員会の審議を経て、救急認定薬剤師の資格を取り消すことができる。この場合、その救急認定薬剤師に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 救急認定薬剤師が本学会の会員でなくなった場合は、その資格を喪失する。

第4章 附 則

(規則の変更)

第18条 本規則の改廃は、認定委員会の議を経て理事会が承認する。

(施行)

第19条 本規則は、平成22年10月28日より施行する。

本改正は、平成23年7月28日より施行する。

本改正は、平成25年3月7日より施行する。

本改正は、平成26年1月23日より施行する。

本改正は、平成26年8月28日より施行する。

本改正は、平成27年1月23日より施行する。

本改正は、平成30年3月15日より施行する。

本改正は、平成31年3月5日より施行する。

本改正は、令和3年3月30日より施行する。

以上

日本臨床救急医学会救急認定薬剤師制度施行細則

(平成 22 年 10 月 28 日制定)

(平成 27 年 1 月 23 日改定)

(平成 31 年 3 月 5 日改定)

第 1 条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師制度（以下、規則）に定める救急認定薬剤師認定委員会（以下、認定薬剤師認定委員会）の業務は以下の通り。

- 1) 受験資格の適否判定（規則 10 条）
 - 2) 認定試験問題の出題と成績評価（規則 12 条）
 - 3) 新規認定及び更新のための審査（規則 9 条、15 条）
 - 4) 学術集会、研究発表の指定（規則 8 条、15 条）
 - 5) 研修会企画・試験問題作成及び実施
- 2 認定薬剤師認定委員会の下部組織として必要に応じてワーキンググループ等を設置することができる

（認定の要件）

第 2 条 日本臨床救急医学会（以下、本学会）が指定した学術集会に参加し、50 単位（必修 30 単位以上を含む）を取得し、かつ医療機関において、救急医療に関する業務を通じて患者の治療に参加し（症例報告 25 例）、認定試験に合格した者。
ただし、本学会が主催する学術集会に少なくとも 1 回は参加すること。

・単位取得の対象となる項目は以下の通り。

（学術集会及び研究発表）

必須：日本臨床救急医学会学術集会参加 15 単位

日本臨床救急医学会学術集会での発表 15 単位（発表者）

日本臨床救急医学会学術集会での発表 5 単位（共同発表者）

選択：日本病院薬剤師会地方会（ブロック大会）への参加 10 単位

認定委員会が指定する関連学会の年次学術集会参加 10 単位 注 1

日本臨床救急医学会学術集会以外での救急医療関連研究の発表 10 単位（発表者）

日本臨床救急医学会雑誌への投稿 30 単位（筆頭著者）

日本臨床救急医学会雑誌への投稿 10 単位（共同著者）

日本臨床救急医学会雑誌以外での救急医療関連論文の投稿 10 単位（筆頭著者）

日本臨床救急医学会認定委員会が認定した研究会への参加 5 単位

第 3 条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師認定委員会が開催する講習会に参加した者。

第4条 規則8条5) でいう症例報告の内容は以下に示すA項目およびB項目を選択して記載すること。この内、A項目は、4項目以上を選択し記載すること。なお、選択したA項目については、少なくとも2症例以上を記載すること。B項目については1症例に対して1項目を選択し、6項目以上を記載すること。

A項目

1. 循環器疾患
2. 呼吸器疾患
3. 中枢神経疾患
4. 消化器疾患
5. 代謝・内分泌疾患
6. 腎・泌尿器疾患
7. 感染症
8. 外傷・熱傷
9. 急性中毒
10. 災害医療

B項目

1. 気道・呼吸管理
2. 循環・体液管理
3. 感染症治療
4. 腎代替療法
5. 予防的薬物療法
6. 栄養・血糖管理
7. 鎮痛・鎮静・せん妄管理
8. 薬物血中濃度管理

(認定更新の要件)

第5条 更新に際しては、規則15条に定める条件を満たしていることを証明するために、本学会が指定する学術集会などにおける参加証明書の写しを提出しなくてはならない。

第6条 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師（以下、救急認定薬剤師）は、認定を受けてから5年後、以下の(1)(2)(3)を満たしている場合、資格の更新を申請することができる。

- (1) 認定された後も引き続き本学会の正会員であること。
- (2) 認定を受けてから5年間、救急医療に貢献するとともに、認定薬剤師認定委員会が指定した80単位（必修45単位以上を含む）を取得した者。（単位取得の対象となる項目は細則2条参照）ただし、本学会が主催する学術集会に少なくとも1回は参加すること。
- (3) 認定薬剤師認定委員会が開催した講習会に2回以上受講した者。ただしうち1回は認定薬剤師認定委員会が指定した講習会を受講として認めることができる。
- (4) 認定薬剤師認定委員会は、認定を受けてから5年を経たときに、認定薬剤師認定委員会の定める要件を満たした者について、認定更新申請書類の審査を行い、審査の上、資格を更新し、認定証を交付する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を申請

期限までに認定薬剤師認定委員会に提出する。なお、更新申請の期日は毎年6月末日とする。

1. 認定資格更新申請書
2. 単位取得確認書類
3. 更新料

第7条 単位取得確認書類

- (1) 第2条に示す学術集会、研究会に参加したことを証明する書類

学術集会および研究会に参加したことを証明する書類として、参加証の写しを提出する。

- (2) 学術集会での発表、日本臨床救急医学会雑誌等への投稿を証明する書類

学術集会での発表を証明する書類として、講演要旨の写し、日本臨床救急医学会雑誌等への投稿を証明する書類として、別刷または写しを添付する。

- (3) 認定薬剤師認定委員会が開催した講習会を受講したことを証明する書類として、参加証の写しを提出する。

書類提出先：〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 (株)へるす出版事業部内

一般社団法人 日本臨床救急医学会

救急認定薬剤師認定委員会 宛

認定申請期間：毎年3月1日より5月31日

(試験)

第8条 試験は年1回実施する。

第9条 試験に不合格となった者は、再度受験することができる。ただし、再受験に際しては、規則第9条に定める申請より再度実施する。

第10条 試験問題は、本学会および病院薬剤師会監修のテキストを中心に、救急医療における薬物療法に関して広範囲な領域から出題する。

(認定申請手数料・試験費用・認定料・更新料等)

第11条 認定申請手数料は次の通りである。

申請手数料 10,000円

更新手数料 10,000円

2 認定料

認定証の交付を受ける者は、認定料として、新規20,000円、更新10,000円を納付しなければならない。

第12条 申請者は申請料を、認定を受けた者は認定料を、指定の銀行口座に払込みの上、申込費用の振込が確認できるもののコピーを申請書と併せて提出する。払込手数料は申請者負担とする。

申請先および申請手数料送金先

〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 株式会社へるす出版事業部内

日本臨床救急医学会事務所

銀行名：りそな銀行 中野支店

口座名義：一般社団法人 日本臨床救急医学会

口座番号：普通 1630784

第13条 既納の認定申請手数料、試験費用、認定料等は、いかなる理由があっても返却しない。

(細則の変更等)

第14条 この細則を変更するには認定薬剤師認定委員会の議を経て理事会の承認を得ることを要する。変更内容については、速やかに本学会ホームページ上に公示するものとする。

第15条 この細則は平成22年10月28日より施行する。

この改正は、平成25年3月7日より施行する。

この改正は、平成25年5月31日より施行する。

この改正は、平成26年1月23日より施行する。

この改正は、平成26年8月28日より施行する。

この改正は、平成27年1月23日より施行する。

この改正は、平成31年3月5日より施行する。

以上

注1

附則 認定委員会が指定し、理事会の承認を得た関連学会が開催する学術集会

日本医療薬学会、日本薬学会、医療薬学フォーラム、日本救急医学会、日本救急医学会地方会、日本中毒学会、日本中毒学会地方会、日本 TDM 学会、日本集中治療医学会、日本集中治療医学会支部会、アジア救急医学会 (Asian Conference on Emergency Medicine)

2. 認定委員会が指定し、理事会の承認を得た研究会

臨床救急医療薬学研究会